

女性活躍推進法に基づく行動計画の実施について

記

株式会社 アズ・ライフケア行動計画

時間外労働をさらに削減するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日～2024年3月31日までの3年間

2. 当社の課題

全社の時間外労働の月平均が17.6時間と45時間を超えている月はないが、より働きやすい職場を実現するため、さらに削減する必要がある。

3. 定量的目標

(1) 全社の計画期間の時間外平均を17時間とする

(2) パートから正社員への雇用切替者を年5名とする（フルタイム勤務者を増やし業務分担の促進を行う：前年度3名）

4. 取組み内容・実施時期

取組1：時間外労働の確認（毎月20日前後）

- ・毎月20日前後に各職員の時間外労働上位者へ注意喚起を行う。
- ・定期面談を通じ上長等より効率的な働き方のアドバイスを行う。

取組2：上長及びパート職員へ雇用切替制度の周知を実施（4月、10月）

- ・毎年4月、10月に上長を通じパート職員へ雇用切替制度の周知を行う。

以上